

「濱田聡参議院議員」にお願いして、「諸派党構想・政治版」にて、農林水産省へお問い合わせをさせていただきました。

その結果について公表させていただきます。

ここからその内容です。

○御質問

本年4月1日に「遊漁船の適正化に関する法律」（昭和六十三年法律第九十九号）（水産庁所管）の改正が行われます。

知床の「KAZU1」の事故を受けての改正となるそうですが、その中で、第6条の登録拒否というものがあります。

現行は、罰金刑等を受けてから2年間登録ができないというものでしたが、改正によりその期間が5年に延長されます。そのこと自体は、やむを得ない措置なのかもしれませんが、既に現行法律で罰金を受けて登録できない人（2年間待機中や2年経過して既に再開している人）も4月1日から遡って登録拒否期間の5年が適用されるというものです。

現行法で登録拒否期間が2年経過していても、4月1日から、5年経過する日までは再登録（事業）ができないということになります。

憲法第39条に法の不遡及というものがあります。

何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

登録の拒否は行政処分と言うことで、刑事上の責任ではないという解釈なのかもしれませんが、行政処分も立派な刑罰であると考えます。

以上を踏まえまして、質問がございます。

【質問】

・遡及されて行政処分が適用されるという認識ですが、この解釈は正しいでしょうか。見解をご教示ください。

○回答

近年、遊漁船業における死傷者数が増加傾向にあること等を踏まえ、遊漁船業の安全性を向上するため、遊漁船業の登録制度の厳格化等を行う「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和5年通常国会に提出し、全会一致で可決されました。

当該改正法において、登録の欠格事由に該当した際の欠格期間を従来の2年間から5年間に延長し、登録拒否要件の厳格化を行いました。この改正には特段の経過措置が設けられていないところです。

このため、改正法の施行日以降は、改正法の施行前に登録拒否要件に該当した者を含め、すべての登録申請者に対して改正後の登録拒否要件が適用されることとなります。

なお、御質問の中で「現行法で登録拒否期間が2年経過していても、4月1日から、5年間経過する日までは再登録ができない」と記載されておりますが、「罰金の刑を処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日」を起点として5年間が欠格期間となりますので、令和6年4月1日から改めて5年間欠格となることはございませんので、念のため申し添えます。

ここまで